

農業振興地域整備計画の総合見直しについて(農業振興地域の整備に関する法律、昭和44年7月1日法律第58号)

1 計画の総合見直しの必要性

(1) 計画の適正化

現計画は、1997年1月に見直しが行われ、おおむね10年を見通して策定。  
目標年度を再設定し、計画の円滑な遂行を図る必要がある。

	現計画	新計画
策定年度	1996(平成8)年度	2018(平成30)年度
目標年度	2006(平成18)年度	2028(平成40)年度

【現計画の目標等】

年	現計画策定時 (1996(平成8)年)	現計画の目標 (2002(平成14)年)	現在の状況 (2015(平成27)年)
主な項目			
農用地区域面積	約15,747ha	—	15,546ha
圃場整備	7,356ha(平成2年)	12,358ha	8,143ha(平成18年)
農業近代化施設	RC:10	CE:1の新設ほか	CE:1 RC:10

CE:カントリーエレベーター RC:ライスセンター

(2) 農林業を取りまく環境・情勢の変化

① 関係法令の改正

農地法の改正

○農地転用許可事務・権限の見直し  
4haを超える農地転用に係る事務・権限を、都道府県知事等に委譲。  
⇒地方自治体の農地管理の権限拡大

農業委員会等に関する法律の改正

○農地等の利用の最適化の推進  
担い手への農地利用の集積化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入を促進。(農地利用最適化推進員の新設)

② 荒廃農地の存在と農地の農外利用の増大

荒廃農地

再生利用が可能な荒廃農地: 628ha  
再生利用が困難な荒廃農地: 866ha  
⇒農用地区域内農地の可否の再検討

農用地区域内農地の農外利用の増大

	宅地等	商業用	工業用
H24	6,615㎡	12,228㎡	207㎡
H25	11,611㎡	15,872㎡	8,053㎡
H26	12,315㎡	13,570㎡	2,625㎡
合計	30,541㎡	41,670㎡	10,885㎡

③ 土地利用が関係する各種計画の制定

郡山市都市計画マスタープラン2015

○高速道インターチェンジ周辺開発事業の検討と、市街地・森林・田園の共生  
⇒新たな農産物販売拠点設置の検討

郡山市エネルギービジョン

○再生可能エネルギー等の新エネルギーの利用拡大  
⇒太陽光:農地 水力:農業用水路  
バイオマス:廃木材、家畜糞尿

④ TPP政策大綱に基づく体制強化

農業生産基盤の整備

「攻めの農林水産業への転換」、「経営安定対策」等の対策を活用した農地・農業用施設の整備、担い手への農地利用集積の推進

販路・販売量の拡大

○地域の伝統・文化を活かした農産物生産  
○地産地消及び世界を視野に入れた海外での販売促進

2 具体的な総合見直しの流れ

農用地等の面積、農業就業人口、農業生産等の現況及び将来の見直しについての調査(基礎調査)を行い、その結果により必要が生じたときに計画を変更する。

基礎調査

- 農用地等の面積
- 土地利用
- 農業就業人口
- 人口規模
- 農業生産の基盤の整備の状況
- 農用地等の保全及び利用の状況
- 農業の近代化のための施設の整備の状況
- 農業従事者の農業以外への就業の状況
- 農業従事者の生活環境を確保するための施設の整備の状況
- 農業を担うべき人材の育成及び確保の状況並びにこのための施設の整備の状況
- 森林の整備及び林業の状況

業者への委託業務

- 台帳の整理
- 農家意向調査と集計、データ分析
- 一筆調査(航空写真等の活用)

市の業務

- 基本方針の策定
- 整理台帳の点検
- 地区説明会
- 計画(案)策定
- 国・県・農業団体等との協議・調整

計画の策定

○農用地利用計画

農用地等として利用すべき土地(農用地区域)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を設定。

○農業生産基盤の整備開発計画

農用地の区画整理や農道、用排水路等の整備を計画。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

担い手の経営目標、農用地等の効率的かつ総合的な利用促進を計画。

○農業近代化施設の整備計画

大型の共同利用施設・機械等の整備を計画。

○生活環境施設の整備計画

農業従事者の良好な生活環境の確保するための施設等(集会施設、水環境等)の整備を計画。

○森林の整備その他林業の振興との関連

森林の公益的機能を発揮するための整備・管理とCLT等木材の新たな利活用等林業振興を計画。

3 計画の総合見直しの効果

適切な農用地区域の設定による土地の有効活用の促進

農用地区域内農地について農用地として利用すべき土地と農業以外に利用しても支障がない土地を改めて整理・設定することにより、農地や宅地、商工業用として土地の効率的かつ有効な土地活用が図られる。

新JAや関係市町村との連携強化と新たな施策の推進

農業用大型共同利用施設や農産物販売拠点施設等の整備の計画化により、JA福島さくらや関係市町村との連携強化や生産・販売体制の強化の促進につながる。

TPP対策「攻めの農林水産業」、「経営安定対策」の効率的推進

適正な農用地区域の設定により、担い手の育成や農用地利用集積、各種施設・設備の導入にあたって、国庫補助事業等の優先的採択の対象となり、迅速な事業化が図られる。

森林及び林業の再生・整備の促進

ふくしま森林再生事業等、本市の森林の整備やCLT等新たな木材の利活用等による林業振興の各種施策の円滑な推進が図られる。

受益者対応の迅速化と管理事務の改善

適切な農用地区域の設定及び最新情報の管理システムの入力・活用により、農・商・工業者等からの照会・申出等への迅速な対応が可能になるとともに、管理事務の効率化が図られる。